

## 第1回北本市行政改革推進委員会 次第

日時 令和5年2月8日（水）  
午後1時から  
場所 会議室1-A

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 委員紹介、事務局紹介
- 5 事務事業の見直しについて（諮問）
- 6 議事
  - (1) 令和3年度北本市行政改革推進委員会答申への対応状況の報告
  - (2) 事務事業の見直し
    - ・多子出産祝金事業
    - ・多子世帯応援給付金事業
- 7 その他
- 8 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 令和3年度答申対応状況
- 資料3 令和4年度諮問事業について
- 資料4 外部評価手順
- 資料5 事務事業評価シート「多子出産祝金事業」
- 資料6 事務事業評価シート「多子世帯応援給付金事業」
- 資料7 子育て支援課資料「北本市多子世帯応援給付金について」
- 資料8 チェックシート

北本市行政改革推進委員会 名簿

(氏 名)	(役 職 等)
秋葉 清	自治会連合会会長
新井 康夫	元埼玉県職員
金綱 幾代	元セーフコミュニティ自殺対策委員会委員長
下垣 彰	経営コンサルタント (委員長)
諏訪 千加子	民生委員・児童委員
土屋 雄一	税理士 (副委員長)
樋口 恵子	北本市金融団幹事

(五十音順、敬称略。)

## 令和3年度行政改革推進委員会答申への対応状況

課名	事業名	事業概要	R3予算額(千円)		行政改革推進委員会答申		答申を踏まえての所管課の考え方	対応状況	R4予算額(千円)		R5予算要求額(千円)	
			事業費	一般財源	答申	答申理由及び意見			事業費	一般財源	事業費	一般財源
障がい福祉課	難病等手術見舞金支給事業	難病等の患者が当該難病等に係る疾患の手術を受けたときに、本人又はその保護者に対して難病等手術見舞金を支給し、慰め、かつ、励ますことを目的としている。 しかしながら、指定難病333疾病及び小児慢性特定疾病762疾病の合計1,000を超える難病等について、そのすべてが手術を必要としているものではないのに対して、本事業では手術した人のみを対象としている。 本事業の開始当初(昭和58年)と異なり、現在の難病等の患者に対する医療制度を鑑みると、当時支給されていなかった手術費は、給付対象となり、見舞金として手術に限定して支給するのは、手術する必要のない難病を抱える人たちと比べると、公平性の観点からも不合理と判断した。 一方、難病を抱えた人やその家族への支援について、現行制度の狭間にある課題を検証し、より適切な支援について検討することが必要であると判断する。 これらのことから、難病等手術見舞金支給事業については、代替事業・制度を設けたうえで条件付きの廃止とする。	750	750	条件付き廃止	平成25年4月施行の障害者総合支援法により、それまで障害福祉サービスの対象とされなかった難病患者も同法によるサービスを利用できるようになっていること、事業開始当初は整備が進んでいなかった医療費の助成についても現在は手術も含め、公費助成の対象となっていることから、本事業をR3年度をもって廃止した。 厚生労働省が難病患者を対象として行ったアンケート調査によると、「指定難病の患者が福祉サービスを利用できることを知らなかった」との回答が半数近くを占めたことから、代替事業として、まずは難病患者に障害福祉サービスの利用ができることを知ってもらうことが重要と考え、広報及びホームページによる周知を行った。 また、見た目では病気がわからなくても援助や配慮を必要としていることを示すヘルプマークやヘルプカードの配布を障がい福祉課の窓口で行っており、ホームページで案内している。 今後も難病患者やその家族の日常生活での困りごとや不自由に感じていること、精神的負担の軽減につながるよう継続的に障害福祉サービス利用についての周知を図っていく。	令和3年度で廃止。令和4年度は経過措置としてR3に受けた手術の申請のみ受付(手術から1年間は申請可能であるため)。 事業廃止のお知らせとともに、障害者手帳の有無に関わらず、難病患者が障害福祉サービスを利用可能であることを広報に掲載。 ホームページにも「障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について」というページにサービス利用について記載がされている。	500	500	0	0	
生涯学習課	市民文芸誌『むくろじ』発行事業	市民の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、豊かな人間性を養い、文芸の普及向上に資する。 市民及び市内で活動するサークルの会員から応募があった詩、俳句、短歌、川柳、小説、随筆、作文などの作品を選考・講評・校正し、文芸誌としてまとめ、年度末に発行する。	469	469	廃止(休刊)	本事業は、市民の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、豊かな人間性の涵養、文芸の普及向上に資することを目的としている。 しかしながら、現状は固定化された投稿者のための発表の機会となっており、例えば賞を取った人の作品の展示やアピール等の裾野を広げるような活動が見受けられない。また、投稿した人が原則全員掲載されることから同人誌的な位置付けであると言わざるを得ない状況である。 よって、本事業については、市で実施すべき事業ではないとの考えから廃止と判断した。 「むくろじ」は、市民がこれまで積み上げてきた財産である。ただし、現在では作品を発表できる場がWEB上等には数多く存在すること等から、ポータルサイトの活用や自費出版での活動など他のやり方を検討すべき余地がある。これらのことから、復刊する可能性も考慮し、「むくろじ」の名前を使うよう廃止ではなく、休刊することを提案したい。	令和4年度事業(第46号)をもって休刊とする。 委員会の意見としては「廃止」となったが、廃刊とすると将来にわたって「むくろじ」の名称を使用できなくなるため、「休刊」とする。	469	469	0	0	
健康づくり課	北本市健康長寿ウォーキング事業	身体データが改善し医療費抑制が実証された県推奨プログラムのうち「毎日1万歩運動」を普及させ、市民全体の健康寿命の延伸と医療費の抑制と、積極的に運動を継続できる市民・コミュニティを増やすことを目的とする。 参加者自身が身体状態を把握し、運動を継続することでの変化に客観的に気づける仕組みを構築する。定期的な体組成測定や運動実技教室を開催する中で歩数や身体データの管理を行い、事業の前後で体力測定を実施し、効果を判定する。	4,190	2,805	現状維持(改善要望付き)	本事業は、市民全体の健康寿命の延伸と医療費の抑制とともに、積極的な運動を継続できるよう市民・コミュニティを増やすことを目的としている。 参加者については、継続してウォーキングに取り組んでいる人が多く、また客観的な指標として、血液データ及び体力データの数値が向上しており、市民の健康増進に寄与していることから、継続すべき事業であると判断した。 なお継続に際しては、事業の価値を高める改善(スタンブラリーなどの参加者の意欲向上促進やセラピーロードを活用するといった他の事業との連携)に取り組むこと、また若い世代の参加促進や今後の計測機器入替コストの削減を見据え、スマホアプリでも参加できるようにすること、ウォーキングの健康増進への効果を広くアピールすることなどを幅広く検討されたい。 北本市は緑豊かな自然が豊富で、ウォーキングに適した道が多いため、この事業の推進が北本市の魅力、ブランド価値向上に繋がることを期待する。 最後に、本事業実施に係る人件費(業務量)の推計については、精度を高めることが必須であることを申し添える。	本事業の継続に当たり、参加者へのアンケートの実施や他の事業との連携、かざすくん画面などを利用したウォーキングの健康増進への効果の周知等、事業改善に努めていく。 また、若い世代の参加促進や既存参加者の継続を目的とし、スマホアプリでも参加できるように検討していく。 本事業実施に係る人件費(業務量)の推計については、精度を高める。	令和4年度より、毎日1万歩運動参加者で健康増進教室参加費用助成金を利用して教室に参加した人に対してポイントを付与する等、他の事業との連携を行った。 また、かざすくん画面を利用した、健康増進への効果や予防に関する普及啓発を行った。 スマホアプリの導入については、先進自治体の事例などの調査を行い、令和5年度の予算要求を行った。 R5年度は、毎日1万歩運動参加者に対して、事業アンケートの実施を予定している。 今後も事業改善に向け、他自治体の実施状況などを調査し、参加者の意欲向上や新規参加者の増加に繋がる事業にしていく。	3,135	2,058	5,173	3,419
産業観光課	就労支援事業	求職活動に対する支援として、労働・求人に関する情報・知識を提供する相談室を設置する。また、求職活動の際に有効となるセミナーを開催する。 ①内職相談員を配置し、相談・あっせん業務を行う。場所 勤労福祉センター ②職業相談員を配置し、就職についての情報提供や職業あっせん等を行い求職活動の支援を行う。 ③就労支援セミナー事業 埼玉県等との共催により各種セミナーを開催する。	1,165	1,165	見直し	本事業は、求職活動に対する支援として、勤労福祉センター内に労働・求人に関する情報・知識を提供する相談員並びに相談室の設置を主なものとしている。 しかしながら、内職相談及び職業相談ともに就職に結びついた件数が非常に少ない状況であり、現在のやり方では真に就労機会を求めている人のニーズに応えられているとは言い難いと判断した。よって、現在の形の内職相談や職業相談は、廃止を検討すべきである。 一方、市として就労支援対策は引き続き実施すべき事業であるため、相談室の設置に変え、庁舎内で求人情報を掲示することや子育て世代向けの支援として、子どもを預けて職探しができるような場所を設置する等の方向で、事業を見直すべきである。 また、就労支援セミナー等に参加する人のニーズや就労に関する課題を精査したうえで、求職者のスキル向上や求人企業とのマッチング強化を図る施策を検討されたい。	職業相談 無料職業相談所は、国に届出を行い設置していることから、労働局と調整し、現在の相談業務の見直しを検討していく。  内職相談 内職相談については、廃止した場合の代替制度等がないこと、近隣市においても内職相談は実施していることから継続して実施する。	現在の勤労福祉センター内での相談業務が、施設の廃止・移転に伴い、令和5年度をもって終了となり、令和6年度からは新たに設置される市民活動交流センターに機能移転する予定であった。 移転に併せ見直しを検討していたが、都市計画法による用途地域の制限により移転が不可となり、令和6年度からは市役所内で業務を行う予定となったため、規模を縮小する方向で改めて検討する。 なお、子育て世代に対しては、既に市で実施している一時預かり保育事業を周知し、利用してもらうことで、安心して職探しができるよう支援する。	1,146	1,146	1,163	1,163



# 令和 4 年度諮問事業について

# 1 第五次北本市総合振興計画

## 総合振興計画とは

第五次北本市総合振興計画は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市の最上位計画として策定したものです。今後のまちづくりの方向性を示す「基本構想」、その実現のための「基本計画」と「実施計画」で構成されています。

		期間（年度）									
		平成				令和					
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6
<b>基本構想</b>	<p>総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。</p> <p>計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。</p>										
<b>基本計画</b>	<p>基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。</p> <p>計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。</p>										
<b>実施計画</b>	<p>基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。</p> <p>実施計画は、毎年度、向こう3年間を計画期間として、別途策定します。</p>										

## 基本理念と将来都市像

### 基本理念

将来の北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

## 市民との協働による持続可能なまちづくり

### 将来都市像

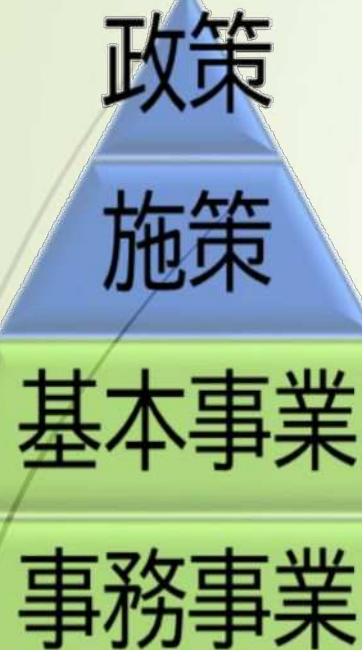
北本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

## 緑にかこまれた健康な文化都市

## ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～

- 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- 緑と共生した環境で生活しています。
- 地域の歴史と文化を生かしています。
- 子どもたちが健やかに成長しています。
- 持続可能な行政運営を行っています。

## 総合振興計画の体系



- 市では、長期的な展望をもって、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、五次にわたって総合振興計画を策定してきました。今年度からは第五次総合振興計画後期基本計画を開始し、7つの政策に基づき27の施策を定めています。この施策の目指す姿を達成する手段として基本事業を定め、基本事業の目指す姿を達成するための具体的な手段として事務事業を実施しています。
- 後期基本計画では、政策と施策、施策と基本事業の階層構造について明確化し体系づけている一方、基本事業と事務事業との関係性は明確化されていません。従って、事務事業の実施に当たっては、基本事業の目指す姿の達成に資する事業であるために、継続的に改善・最適化することが求められます。

## 2 基本事業の総点検

- 本市では、行政経営システムを運用し、総合振興計画に基づく行政運営ができるよう、行政評価の一環として事務事業評価を行ってきました。
- 本来、事務事業は総合振興計画に定めた基本事業の目指す姿を達成するための手段として実施するものですが、これまでの事務事業評価では、上位施策との繋がりがあまり考慮されることなく、事務事業単体で評価が行われてきました。
- このため、令和4年度から第5次総合振興計画後期基本計画がスタートしたことを契機として、基本事業と事務事業の関係を明確にした「**基本事業のロジック・モデル**」を作成し、基本事業に対する事務事業の有効性等を評価し見直していく「**基本事業の総点検**」を実施しました。



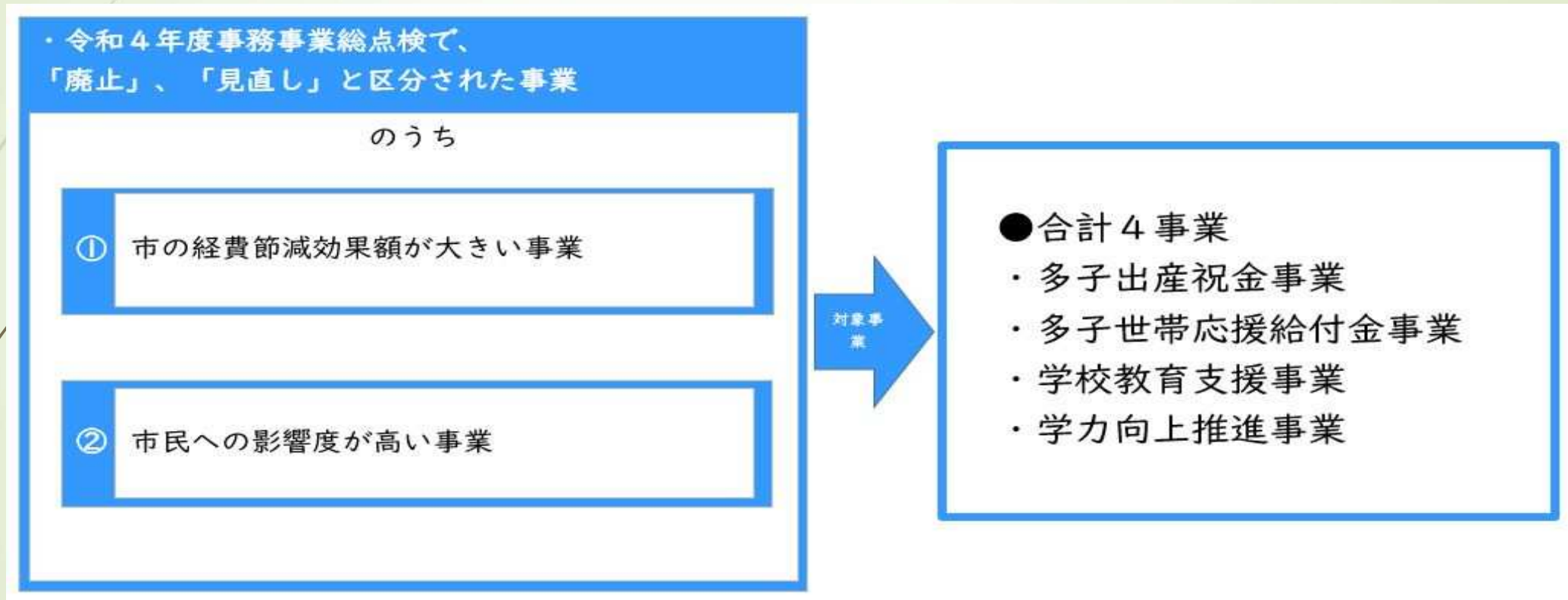
## 令和4年度基本事業の総点検の結果について

基本事業番号	基本事業名	対象 事業数	点検結果			
			廃止	見直し	継続	新規
1-1-4	子育ての経済的負担の軽減	11	1	2	8	0
1-5-1	確かな学力の育成	2	0	2	0	1
2-1-4	重層的支援体制の構築	5	0	0	5	5
6-3-5	自治体DXの推進	3	1	0	2	5
計		21	2	4	15	11

対象事業 後期基本計画の重点分野に定めた基本事業のうち、令和5年度予算編成の方針にて掲げられた事業を軸として下記の事業を選定し、合理的根拠に基づく事務事業の立案・実施に有効な「ロジック・モデル」を作成し、これに点検の視点を加えて区分ごとに整理しました。

## 4 行政改革推進委員会

- 市長の諮問に応じ、行政改革に関し必要な事項について調査審議する市の執行機関の附属機関となります。



令和4年度については、基本事業の総点検の結果を基に諮問する事業を選定しました。

選定された事業について、外部評価（市民、有識者等）し、事業の見直しを積極的に進めていくために、行政改革推進委員会を開催します。

# 5 参考

7

## ■ 諮問事業

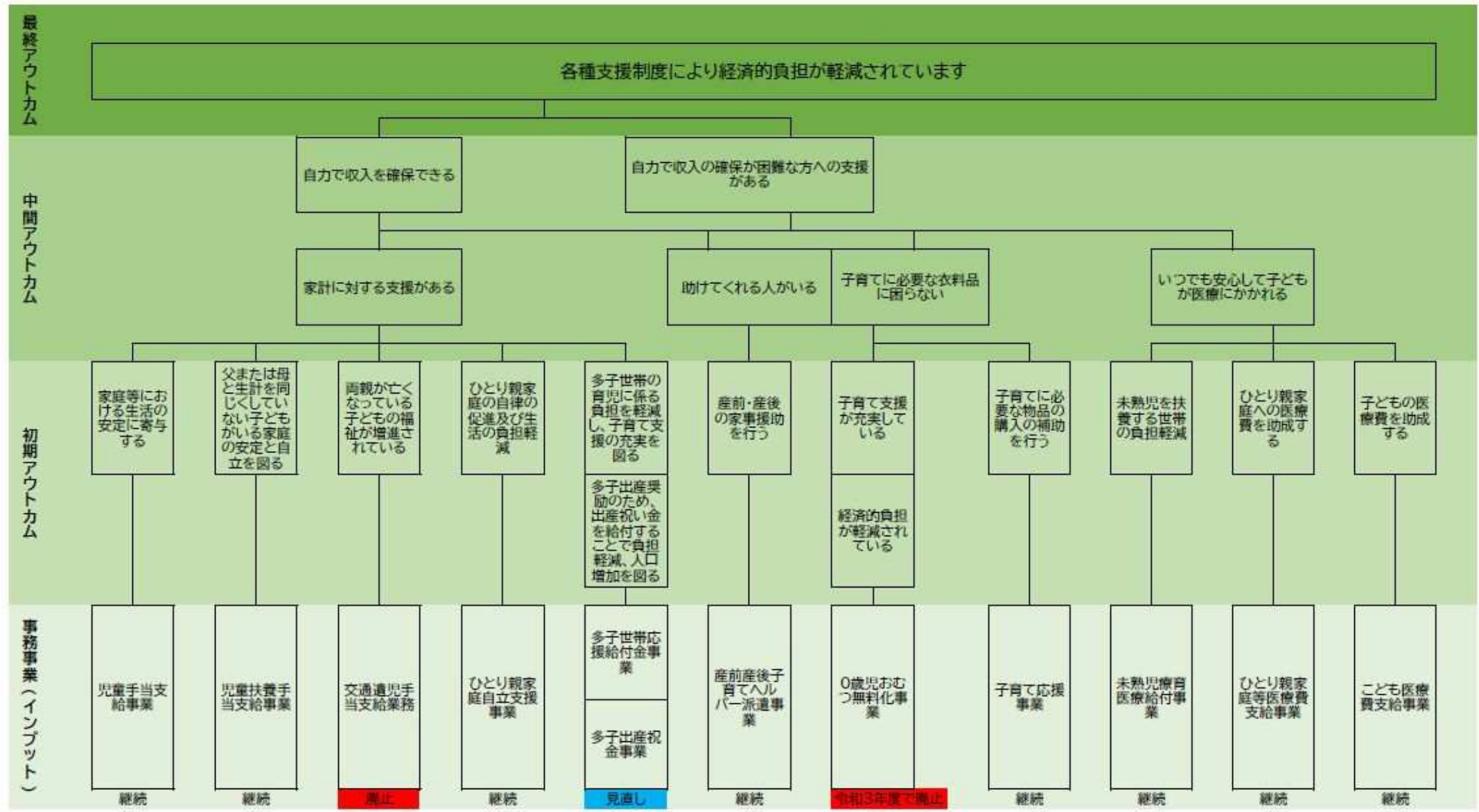
No	事業名	点検結果	意見	(千円)		課名
				予算額	決算額	
1	多子出産祝金事業	見直し	多子世帯に応援給付金と祝い金を給付することは、育児に係る負担の軽減し、家計を支援するもの。 併せて、祝い金を給付することで多子出産を奨励するものである。 ただし、一時金である以上、家計に対する支援の効果が図りにくいいため、検証が必要。	3,000	2,300	子育て支援課
2	多子世帯応援給付金事業	見直し	多子世帯に応援給付金と祝い金を給付することは、育児に係る負担の軽減し、家計を支援するもの。 併せて、祝い金を給付することで多子出産を奨励するものである。 ただし、一時金である以上、家計に対する支援の効果が図りにくいいため、検証が必要。	1,500	1,150	子育て支援課
3	学校教育支援事業	見直し	学校4・3・2制推進事業、ALT配置事業をはじめとした各種支援員等の配置事業について、当該事務事業の中に括られ、それぞれの実施状況が明確化されていないことから、事務事業の個別化を図り、各々の実施状況・事業効果を明確にできるように見直してほしい。また児童生徒の学習内容の理解力などを確認する場を提供する事業の実施を検討してほしい。(例)「(仮)児童生徒プレゼンコンクール」など…	80,139	77,572	学校教育課
4	学力向上推進事業	見直し	学力向上支援員配置事業、土曜補習事業、北本市営ナイトスクール事業が当該事務事業の中に括られ、それぞれの実施状況が明確化されていないことから、事務事業の個別化を図り、各々の実施状況・事業効果を明確にできるように見直してほしい。	5,394	9,511	学校教育課
計				90,033	90,533	※数値はR3年度

▶ 点検結果が「廃止」の事業

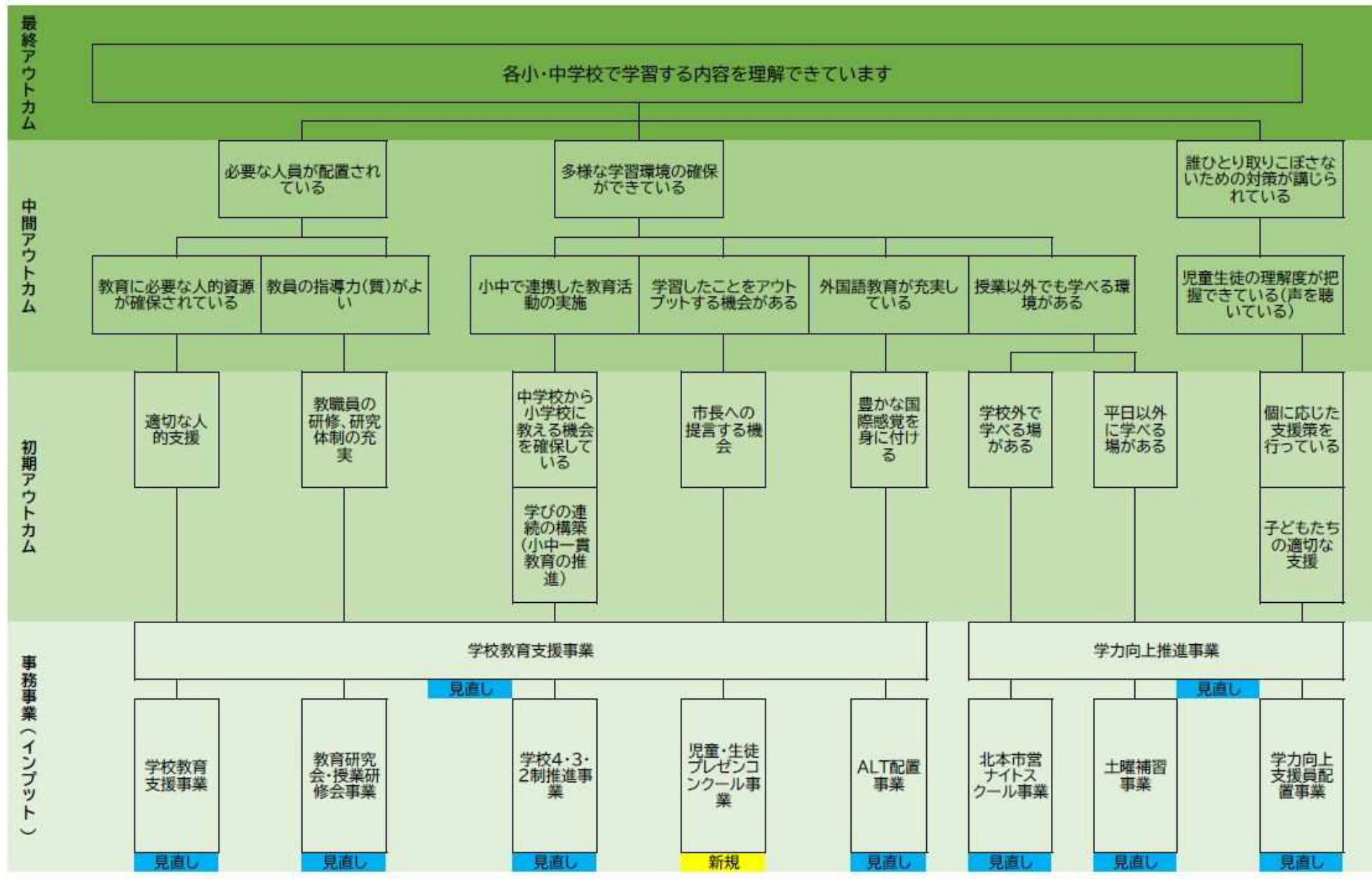
No	事業名	点検結果	意見	(千円)		課名	備考
				予算	決算額		
1	交通遺児手当支給事業	廃止	直近の利用実績もなく、給付が発生した場合に給付額と事務手間のバランスが悪く、必要性に疑問が残る。	36	-	子育て支援課	支給実績なし、申請ない場合は職員の負担なし
2	RPA導入事業	廃止	RPAを管理・運用するにあたって、システム構成を組立てる必要があることから、ある程度の知識が必要である。したがって、担当部署でシナリオ作成することが難しいことから、情報管理部門で全ての管理をし、不具合の対応をしなければならず、管理手間が非常に増え、それに対する結果も見えにくい。また、システムに取り込み口があれば必要のないシステムであり、システムの標準化により解消されるため、将来的に必要がない。	2,033	983	行政経営課	内部事務

# 基本事業のロジック・モデル

## 1-1-4 子育ての経済的負担の軽減



### 1-5-1 確かな学力の育成



### 政策1 子どもの成長を支えるまち

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちを目指します。

施策	成果指標	現状値	→	目標値
<b>1-1 子育て支援の充実</b> 【重点】保育サービスの充実 子どもの居場所づくり 子育て不安の軽減 子育ての経済的負担の軽減	市の子育て支援策が充実していると思う 子育て世帯の割合	-	→	↗
<b>1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実</b> 【重点】妊婦・出産に関する保健・医療の充実 子どもに関する医療体制の充実 子どもに関する保健の充実	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合	4か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 77.7%	→	100% 100% 100%
<b>1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み</b> 【重点】保健・福祉・教育の連携の充実	障がい児福祉サービスの利用充足率	62.2%	→	67.2%
<b>1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進</b> 【重点】家庭・地域との協働による学校運営の推進	就業状態の不良な子どもの割合	3歳児 0.69% 6歳児 0%	→	1.0%未満 0%
	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合	児童 72.0% 生徒 71.5%	→	76.0% 73.0%
<b>1-5 学校教育の充実</b> 【重点】豊かな学力の育成 特別支援教育の充実	地域に学習の機会と場がある児童・生徒の割合	児童 48.6% 生徒 26.2%	→	60.0% 60.0%
	学力が伸びた児童・生徒の割合	児童 71.1% 生徒 72.6%	→	74.0% 75.0%

### 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

施策	成果指標	現状値	→	目標値
<b>2-1 地域福祉の推進</b> 【重点】層別支援体制の構築	相談した困りごとの解決が図られたと感じる市民の割合	-	→	↗
<b>2-2 保健・医療の充実</b> 【重点】感染症予防・重症化防止対策の推進	65歳健康寿命	男性 18.43年 女性 20.72年	→	19.00年 21.50年
<b>2-3 高齢者福祉の充実</b> 【重点】包括的支援事業の推進	65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率	14.3%	→	14.3%
<b>2-4 障がい者福祉の充実</b> 【重点】障がい者の就労・社会参加支援	自らが主体的に生活を営むことができていると感じる障がい者の割合	-	→	↗
<b>2-5 社会保障制度の適正な運営</b>	※この指標は、基本的に国の制度（公平な負担による社会保障制度）に基づくものであり、国の政策や社会経済状況の影響を大きく受けるため、市としての成果指標は設定していません。	-	→	-
<b>2-6 生涯学習の推進</b>	生涯にわたって学習に取り組んでいる市民の割合	41.5%	→	45.0%
<b>2-7 スポーツ活動の推進</b>	週1回以上のスポーツ実施率	-	→	65.0%

### 政策3 みんなが参加し育てるまち

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんながまちを育てていくことを目指します。

施策	成果指標	現状値	→	目標値
<b>3-1 市民参画と協働の充実</b>	市民参画手続に参加した人数	1,741人	→	↗
<b>3-2 暮らしを支える地域活動の支援</b>	協働により実施した事業の件数	1件	→	2件/年
<b>3-3 平和と人権の尊重</b> 【重点】人権意識の高揚	地域活動に参加している市民の割合	34.2%	→	↗
あらゆる人権が尊重されているまちだと思う市民の割合	73.1%	→	80.0%	

### 政策4 快適で安心・安全なまち

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防災・防災の取り組みを充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

施策	成果指標	現状値	→	目標値
<b>4-1 豊かな住環境の整備</b> 【重点】公園の整備充実と緑地の保全 良好な住環境および景観の誘導	安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合	57.6%	→	60.3%
<b>4-2 バランスのある土地利用の推進</b> 【重点】商業・業務地等の整備	※この指標は、基本事業の取組を通じて、土地利用環境に基づくゾーン別の土地利用についてより詳細な取り組みにより目指す数値を設けていくため、現時点における暫定的な成果指標は設定していません。	-	→	-
<b>4-3 環境に優しいまちづくり</b> 【重点】脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進	温室効果ガスの総排出量（市全体）	272,000 t-CO <sub>2</sub>	→	246,500 t-CO <sub>2</sub> /年
<b>4-4 道路、上・下水道、河川の整備</b> 【重点】生活道路の整備充実	道路、上・下水道、河川の整備不良により発生した人身・物損の事故件数	1件	→	0件/年
<b>4-5 防災・交通・消費者対策の強化</b>	人口千人当たりの犯罪件数	5.34件	→	5.00件/年
	人口千人当たりの交通事故件数	2.00件	→	1.70件/年
<b>4-6 消防・防災の充実</b> 【重点】強靱な地域社会の構築	災害による負傷者数および死亡者数	0人	→	0人/年
	火災による負傷者数および死亡者数	1人	→	0人/年

### 政策5 活力あふれるまち

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、様々な地域資源を活用し、活力あるまちを目指します。

施策	成果指標	現状値	→	目標値
<b>5-1 農業・商業・工業の振興</b> 【重点】付加価値の高い農業・商業・工業の推進 地域経済循環の推進 持続可能な経営の支援 企業誘致の推進	就業者一人当たり市内純生産	431.5万円	→	438.3万円
<b>5-2 文化財の活用・保護</b> 【重点】文化財の保存・活用	文化財を見学または学習した市民の割合	15.3%	→	25.0%
<b>5-3 就労対策の充実</b> 【重点】雇用・就労対策の推進	市内失業率	4.2%	→	3.1%
	市内有効求人倍率	-	→	1.24倍

### 政策6 健全で開かれたまち

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現を目指すとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効果的な行政運営を推進します。

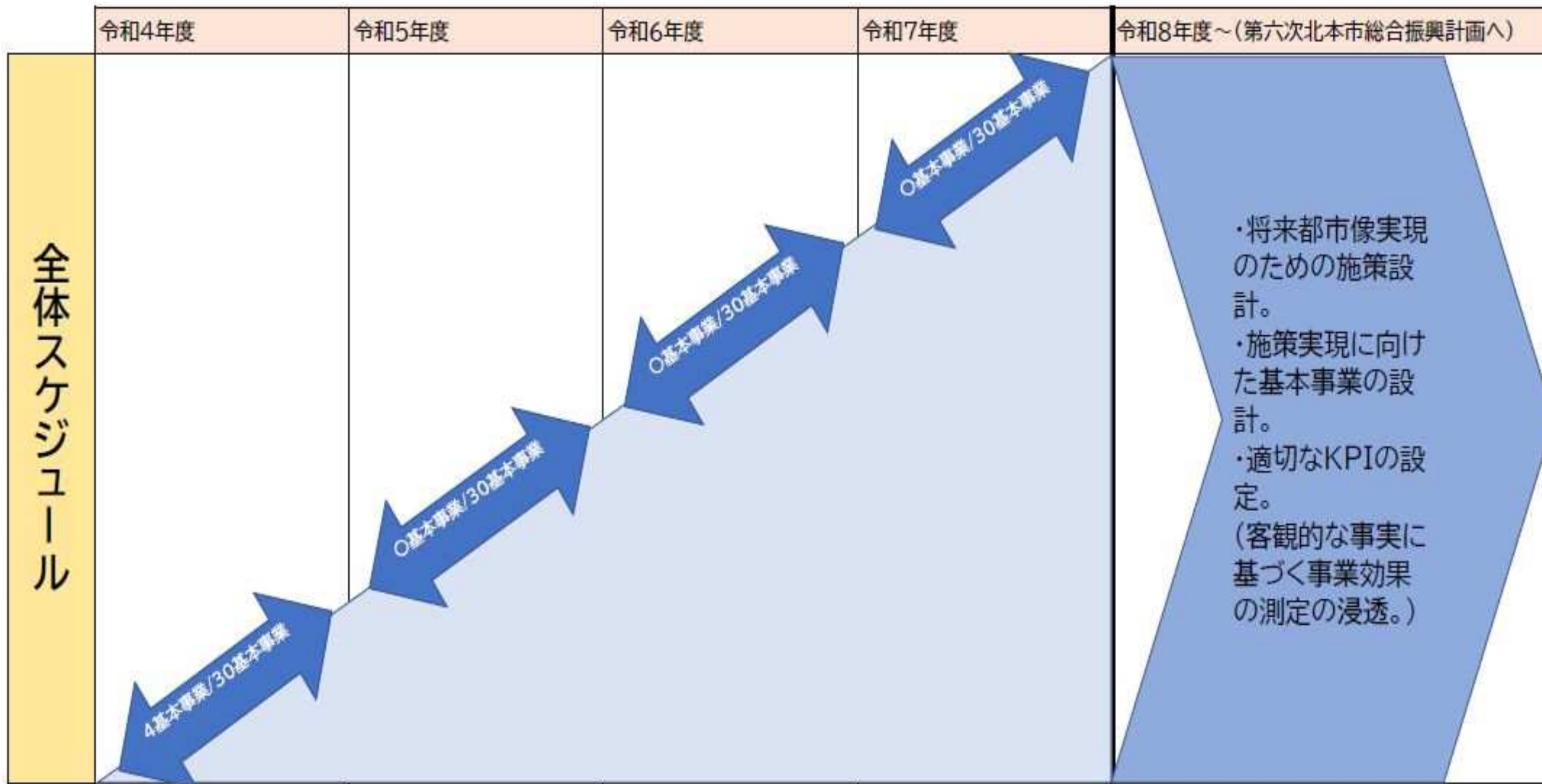
施策	成果指標	現状値	→	目標値
<b>6-1 市民との情報共有</b>	市が公開している情報にアクセスすることができる市民の割合	66.2%	→	↗
<b>6-2 適正な事務の執行</b>	監査委員による定例監査の指摘件数	11件	→	0件/年
<b>6-3 効果的かつ効率的な行政運営の推進</b> 【重点】健全な財政運営と資産管理 自治体DXの推進	施策の成果指標の達成率	-	→	90.0%

### 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

プロジェクト	成果指標	現状値	→	目標値
<b>プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」</b> 若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。	25歳から34歳までの女性mGAP	-	→	↗
<b>プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」</b> 若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまでも注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。	出生数	340人	→	380人

## ●基本事業の総点検ロードマップ





# 外部評価手順

## 1 事業説明（10分程度）

- ・ 所管課職員が「事務事業評価シート」及び所管課作成説明資料に基づき当該事業の内容や今後の方向性等について説明を行います。

## 2 質疑（15分程度）

- ・ 委員から説明者に対して、事務事業の内容、事業効果、今後の方向性等について質疑を行います。

## 3 議論・評価（45分程度）

- ・ 各委員は、チェックシートに意見を記入します。
- ・ 委員長が各委員の意見を取りまとめ、理由を付したうえで委員会の意見として決定します。

資料5

令和 3 年度 事務事業評価シート				部名	福祉部	課名	子育て支援課		
子出産祝金事 多子出産祝金事業				課長名	南 豊	課直通電話	048-594-5537		
				課における業務割合		2.0%			
概要	第五次総合振興計画 前期基本計画の位置付け	施策	1-2 母子保健と子どもに関する医療の充 実	主な基本事業	1-1-4 子育ての経済的負担の軽減【重点】				
		基本事業 指標	子育てに関する経済的支援を受給している延べ人数						
	まち・ひと・しごと 創生総合戦略の位置付け	基本目標と 施策	Ⅱ 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる 1 妊娠・出産・育児・子ども医療の総合的な支援						
	根拠	法令等	北本市多子出産祝金支給条例	個別計画	第二期子ども・子育て支援事業計画				
目的	この条例は、多子の出産を奨励するために北本市多子出産祝金(以下「出産祝金」という。)を支給することにより、多子世帯の経済負担の軽減を図るとともに本市の人口増加に寄与することを目的とする。			内容	多子(第3子以降の子)を出産した者若しくはその配偶者又は当該多子の養育者に5万円を支給する。				
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 議会 <input type="checkbox"/> 職員								
計画	数値目標名	単位	前年度 (R2)	実施年度 (R3)	今年度 (R4)	計画年度 (R5)	将来目標 (R )	指標 区分	
	支給世帯数		目標値					活動指標	
			実績値	56	46				
	支給総額		目標値					成果指標	
		実績値	2,800,000	2,300,000					
実施	事務事業のコスト(単位:千円)								
		前年度 (R2) 決算	実施年度 (R3) 当初 予算	実施年度 (R3) 決算	今年度 (R4) 当初 予算	計画年度(見込)		備考	
						(R5)見込	(R6)見込		
	総事業費	4,161	—	3,541	—	—	—	【決算額の増減理由】  【当初予算に係る補正・流用・繰越等の有無】 無  【特定財源の名称】	
	総事業費人口一人当たり(円)	63	—	54	—	—	—		
	事業費	2,800	3,000	2,300	3,000	3,000	3,000		
	内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0		0
		県支出金	0	0	0	0	0		0
		地方債	0	0	0	0	0		0
		その他特財	0	0	0	0	0		0
一般財源	2,800	3,000	2,300	3,000	3,000	3,000			
業務割合に基づく事業人件費	1,361	—	1,241	—	—	—			
業務割合	2%	—	2%	—	—	—			
課の年間人件費(概算)	68,059	—	62,084	—	—	—			
評価・改善	事務事業の目標に対する実績(設定した目標に対する取組と成果)								
	平成28年度に事業開始。令和3年度は支給人数46人、2,300千円を支給し、子育て家庭の福祉の増進を図ることができた。								
	評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了	→	方今 向後 性の	事業の活動(回数、範囲など)	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 改善効率化 <input type="checkbox"/> 増額	<input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 減額	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	
						今後の方向性(課題と対応)			
		法令に基づき、適正な運用を図り、子育てへの経済的支援を図る。							

予算 査定 参考	法令による義務付けの有無		① 事業の見直しの可能性の有無	
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	①で「無」の場合は、事業の見直しができない理由を記入			
	② 類似団体(人口5万から10万)との類似事業事業費比較(2団体以上)			
	鶴ヶ島市多子世帯応援事業 5,470千円    戸田市多子世帯応援クーポン事業 8,721千円			
	②での比較ができない場合は、類似団体以外の団体との類似事業事業費比較(2団体以上)			
	上記2項目において比較できない場合は、当該事業を当市独自で行わなければならない理由を記入			
	少子化対策、子育て支援対策として、多子世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市のイメージアップを図るため、必要である。			
実施方法の異なる類似事業があれば記載				
課の正規職員・再任用職員・任期付職員の数		9 人	事業に要した職員数(人工)	
			0.18 人	

備考	予算査定にあたって留意すべき事項等があれば記入			

事業分類	
------	--

シート記載 担当者名	牧
---------------	---

評価	市民・行政改革推進委員会等からのコメント			

資料6

令和 3 年度 事務事業評価シート				部名	福祉部	課名	子育て支援課	
子出産祝金事 多子世帯応援給付金事業				課長名	南 豊	課直通電話	048-594-5537	
				課における業務割合		2.0%		
概要	第五次総合振興計画 前期基本計画の位置付け	施策	1-2 母子保健と子どもに関する医療の充 実	主な基本事業	1-1-4 子育ての経済的負担の軽減【重点】			
		基本事業 指標	子育てに関する経済的支援を受給している延べ人数					
	まち・ひと・しごと 創生総合戦略の位置付け	基本目標と 施策	Ⅱ 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる 1 妊娠・出産・育児・子ども医療の総合的な支援					
根拠	法令等	北本市多子世帯応援給付金支給要綱		個別計画	第二期子ども・子育て支援事業計画			
目的	この要綱は、埼玉県多子世帯応援クーポン事業実施要綱の規定に基づき補助金を活用した北本市多子世帯応援給付金を出産祝金に上乗せして支給することにより、多子世帯の育児にかかる負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。			内容	多子(第3子以降の子)を出産した者若しくはその配偶者又は当該多子の養育者に2万5千円を支給する。			
	対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 議会 <input type="checkbox"/> 職員						
計画	数値目標名	単位	前年度 (R2)	実施年度 (R3)	今年度 (R4)	計画年度 (R5)	将来目標 (R )	指標 区分
	支給世帯数		目標値					活動指標
			実績値	56	46			
	支給総額		目標値					成果指標
		実績値	1,400,000	1,150,000				
実施	事務事業のコスト(単位:千円)							
		前年度 (R2) 決算	実施年度 (R3) 当初 予算	実施年度 (R3) 決算	今年度 (R4) 当初 予算	計画年度(見込)		備考
						(R5)見込	(R6)見込	
		総事業費	2,761	—	2,391	—	—	【決算額の増減理由】  【当初予算に係る補正・流用・繰越等の有無】 無  【特定財源の名称】 多子世帯応援クーポン事業費補助金
		総事業費人口一人当たり(円)	42	—	36	—	—	
		事業費	1,400	1,500	1,150	1,500	1,500	
	内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	1,400	1,500	1,150	1,500	1,500	
		地方債	0	0	0	0	0	
		その他特財	0	0	0	0	0	
一般財源		0	0	0	0	0		
	業務割合に基づく事業人件費	1,361	—	1,241	—	—		
	業務割合	2%	—	2%	—	—		
	課の年間人件費(概算)	68,059	—	62,084	—	—		
評価・改善	事務事業の目標に対する実績(設定した目標に対する取組と成果)							
	平成29年度に事業開始。令和3年度は支給人数46人、1,150千円を支給し、子育て家庭の福祉の増進を図ることができた。							
	評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了	→	方今 向後 性の	事業の活動(回数、範囲など)	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 改善効率化 <input type="checkbox"/> 増額	<input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 減額	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持
					事業の実施方法			
				次年度予算				
今後の方向性(課題と対応)								
法令に基づき、適正な運用を図り、子育てへの経済的支援を図る。								

予算 査定 参考	法令による義務付けの有無		① 事業の見直しの可能性の有無		
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	①で「無」の場合は、事業の見直しができない理由を記入				
	② 類似団体(人口5万から10万)との類似事業事業費比較(2団体以上)				
	鶴ヶ島市多子世帯応援事業 5,470千円    戸田市多子世帯応援クーポン事業 8,721千円				
	②での比較ができない場合は、類似団体以外の団体との類似事業事業費比較(2団体以上)				
	上記2項目において比較できない場合は、当該事業を当市独自で行わなければならない理由を記入				
	少子化対策、子育て支援対策として、多子世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市のイメージアップを図るため、必要である。				
実施方法の異なる類似事業があれば記載					
課の正規職員・再任用職員・任期付職員の数		9 人	事業に要した職員数(人工)		0.18 人

備考	予算査定にあたって留意すべき事項等があれば記入			

事業分類	
------	--

シート記載 担当者名	牧
---------------	---

評価	市民・行政改革推進委員会等からのコメント			

# 北本市多子世帯応援給付金について

福祉部子育て支援課

# 1 事業概要

## ●趣旨

埼玉県補助金制度「多子世帯応援クーポン事業」を活用し、「北本市多子出産祝金」に「多子世帯応援給付金」を上乗せして支給することにより、多子世帯の育児にかかる負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

## ●内容

第3子以降を出生した世帯に対して支給する多子出産祝金（5万円）を上乗せして、児童一人につき多子世帯応援給付金（2万5千円）を支給する。

## ●対象者

第3子以降の児童を養育する保護者

多子出産祝金（5万円）

多子世帯応援給  
付金  
（2万5千円）

➡ 合計 75,000円を支給

## 2 事業の導入経緯

- ・ 県の補助金「多子世帯応援クーポン事業」は、第三子以降に対して支援する新たな市町村の子育て支援策に関して、県が補助率1/2を支援するというものであったが、制度導入当時、本市ではすでに「多子出産祝金（5万円）」を実施していた。
- ・ 県に協議したところ、既存の事業に補助金の充当はできないが、新たな第三子以降の支援事業を実施するのであれば、既存の事業1/2までを上限として補助金を出し、それを原資として新たな給付金とすることは可能であるとの回答を得た。
- ・ そのため、平成29年度から、県の補助金を活用する形で「多子世帯応援給付金（2万5千円）」を開始した。この新給付金は、「多子出産祝金」の1/2相当額を県から補助を受けているため、新たに支出することとなった2万5千円の上乗せは、実質、市側の負担がない。



### 3 事業の規模・実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
多子出産祝金	1,950,000円	2,150,000円	3,250,000円	2,450,000円	2,800,000円	2,300,000円
多子世帯応援給付金	—	1,075,000円	1,625,000円	1,225,000円	1,400,000円	1,150,000円
対象者数	39人	43人	65人	49人	56人	46人

- ・ 対象者数 40～50人/年
- ・ 事業総額 100～130万円/年

## 4 事業見直しの経緯

- (1) 令和4年度に行われた「基本事業の総点検」において、子育て支援課の多子支援事業（多子出産祝金、多子世帯応援給付金）に関して、対象世帯の家計に対する効果が図りにくいため、事業の見直しが必要であるとの指摘があった。
- (2) 「多子世帯応援給付金」の原資としてきた県の「多子世帯応援クーポン事業」について、埼玉県から令和4年度末で廃止し、令和5年度からは新たな子育て支援策へと切り替えるとの方針が示された。

# 5 事業見直しの方向性

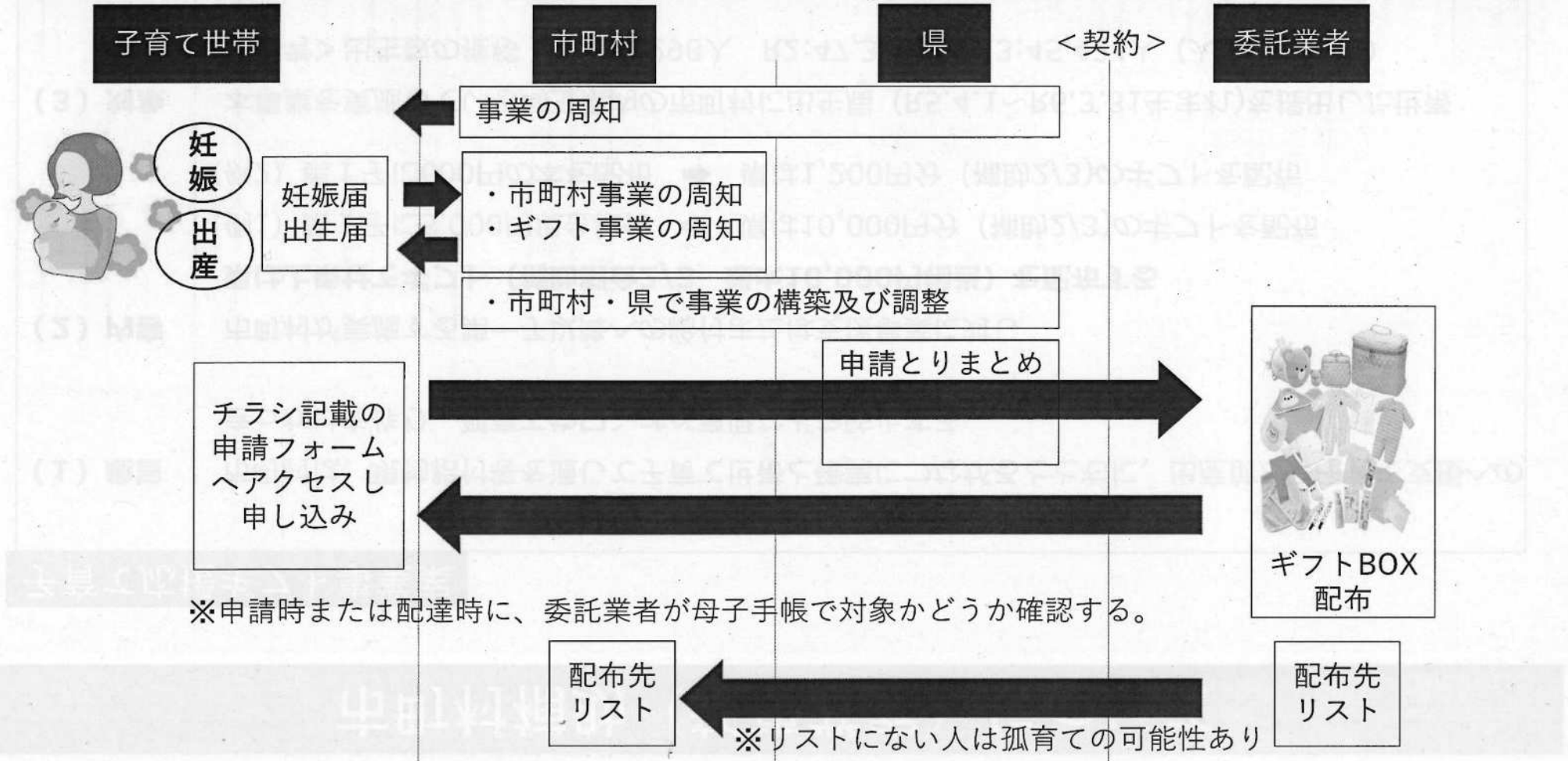
- 一時金の支給にも、多子を養育する家庭への金銭的な支援という一定の効果はあると考えるが、類似している事業の整理は必要。 ➡多子出産祝金は継続。多子世帯応援給付金は見直し。
- 県が実施したアンケート調査等でも、第三子以降の補助ではなく、第一子から支援してほしいとの意見が多数あった。 ➡多子への支援から、全ての子ども（第一子から）に対する支援へ。
- 廃止される「多子世帯応援クーポン事業」も市町村事業を補助する内容であったため、県としては新たな事業についても、市町村との共同事業を希望。 ➡埼玉県と北本市とのコラボレーション事業

## 6 新たな子育て支援策（案）

- ・ 事業名：「子育て応援ギフト事業」（埼玉県）
- ・ 内 容：市町村が実施する第一子以降への給付事業に対し、市町村の給付金額に応じて、県が上乗せで「子育て応援ギフト」を配布  
➡ 県と市町村との共同事業
- ・ 補助割合：市 1 / 3、県 2 / 3（県負担は上限 1 万円まで）  
（例）第 1 子に 3, 000 円の現金 ➡ 県は 6, 000 円分のギフトを配布  
第 1 子に 10, 000 円の商品券 ➡ 県は 10, 000 円分のギフトを配布  
↑ 本市は 10, 000 円分のこども商品券を贈呈しているのでこれに該当
- ・ 対 象：埼玉県内の市町村に出生届（R5. 4. 1～）を提出した世帯

# アンケート結果（多子世帯応援クーポン事業等の見直しに関するアンケート）

## 新規事業のイメージ①



# 7 事業の比較

令和4年度まで 「多子世帯応援給付金」	令和5年度から 「子育て応援ギフト事業」 (案)
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 第三子以降の児童が対象 対象者数：50人程度/年間</li><li>▪ 給付金額 25,000円 (現金)</li><li>▪ 予算額 150万円 (R4年度 市予算) 実質全額県補助</li><li>▪ 出生時、市の窓口で手続きをして、市から振込</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 第一子からの児童が対象 対象者数：350人程度/年間</li><li>▪ 給付金額 10,000円相当 (ギフト品)</li><li>▪ 予算額 350万円 (R5年度 県予算) 市予算なし</li><li>▪ 出生時、市の窓口で案内をして、県からギフトを送付。(県と市町村との共同事業)</li></ul>

## 令和 4 年度北本市行政改革推進委員会 チェックシート

委員氏名 \_\_\_\_\_

事務事業名	多子出産祝金事業 多子世帯応援給付金事業
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 継続  <input type="checkbox"/> その他
事務事業に対する 意見・コメント (評価の理由等)	